

内閣府委託事業（委託機関：有限責任監査法人トーマツ）

令和 2 年度民間シェルター等による配偶者暴力被害者等の支援の充実のための調査研究事業

# **社会福祉法人におけるDV被害者等への一時的な 避難場所の提供等の支援に関する事例調査報告書 （概要）**

令和 3 年 3 月

# 1. はじめに

## 調査の背景及び目的

- 配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）を始めとする複合的な困難さにより、社会的に孤立し、生きづらさを抱える者がなおも多く存在する。その者に対する支援については、民間シェルター等の団体が重要な役割を担っているが、財政面、人的基盤等において厳しい状況にある。
- 令和2年度からは、内閣府において、民間シェルター等による被害者支援がさらに充実するよう、地方公共団体と民間シェルターが連携して行う先進的取組を促進するため、新規に「DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業」（以下「パイロット事業」という。）が実施されることとなった。
- このような状況の中、制度では対応できない地域の様々な生活・福祉課題にも先駆的に取り組む社会福祉法人の役割もまた重要になっている。このため、DV被害者等の多様な困難を抱える者に対する支援においても、社会福祉法人が地域貢献の一環として取り組む例が見られるが、どのような取組を行っているかについて明らかになっていないのが実情である。
- そこで、本調査は、社会福祉法人におけるDV被害者等への一時的な避難場所の提供等の支援について事例調査（以下「社会福祉法人におけるDV被害者等への支援事例調査」という。）を行い、地域における官民が連携したDV被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みの構築に資することを目的として実施する。

## 2. 各種調査活動の概要

### (1) 社会福祉法人におけるDV被害者等への支援事例調査（アンケート）（以下「アンケート調査」という。）

|      |                                                                                                                                                                                                 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的   | 全国にあるDV被害者等への一時的な避難場所の提供等の支援を行う社会福祉法人における支援の現状や課題等の実態を把握する。                                                                                                                                     |
| 対象   | 全国にあるDV被害者等への一時的な避難場所の提供等の支援を行う社会福祉法人（DV被害者等の保護・支援を社会福祉事業として実施する社会福祉法人は除く）を対象とする。なお、対象選定にあたっては、関係団体の協力を得て実施する全国の社会福祉法人を対象とした事前調査（DV被害者等への一時的な避難場所の提供有無を確認するもの）の結果、DV被害者等への支援を行っていることが把握された29法人。 |
| 調査期間 | 2020年11月4日～11月24日                                                                                                                                                                               |
| 方法   | 調査事務局である有限責任監査法人トーマツから調査対象となる社会福祉法人に電子メールにて調査票ファイルを送付することにより実施した。                                                                                                                               |
| 回収数  | 24件（有効回収率：82.2%）                                                                                                                                                                                |

### (2) 社会福祉法人におけるDV被害者等への支援事例調査（ヒアリング）（以下「ヒアリング調査」という。）

|      |                                                                                       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的   | 全国にあるDV被害者等への一時的な避難場所の提供等の支援を行う社会福祉法人における支援の現状や課題等の実態について、アンケート調査では把握しきれない詳細な情報を収集する。 |
| 対象   | アンケート調査に回答があった24団体のうち、有識者からなる検討会委員の助言を受け選定した10団体。                                     |
| 調査期間 | 2020年12月14日～2021年1月7日                                                                 |
| 方法   | 電話もしくはオンラインによるヒアリングを実施した。                                                             |

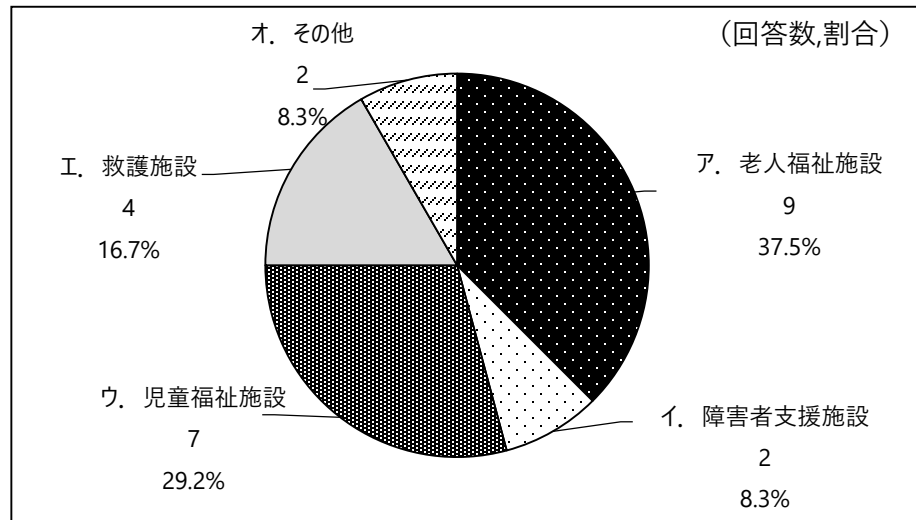
### 3. アンケート調査結果（1/6）

#### （1）施設の基本情報

##### 1）回答者情報（単数回答）

- 「老人福祉施設」が最も多く37.5%、次いで「児童福祉施設」が29.2%、「救護施設」が16.7%、「障害者支援施設」が8.3%

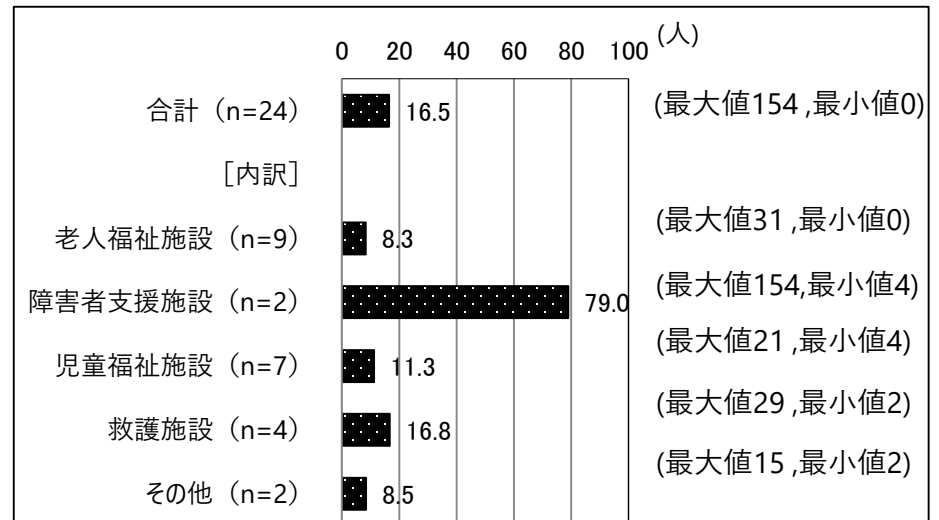
図表：回答者情報



##### 2）DV被害者等への支援に関与する1施設当たり職員数 （自由回答の結果をもとに計算）

- 1施設当たり職員数は16.5人
- 障害者支援施設のうち、1施設はDV被害者等への支援に関与する職員数が154人と他に比べて特に多く、当該値を除いた上で集計すると1施設当たり職員数は10.5人
- 職員数には法人の本体事業と兼務している職員が含まれている可能性がある点には留意が必要

図表：DV被害者等への支援に関与する1施設当たり職員数



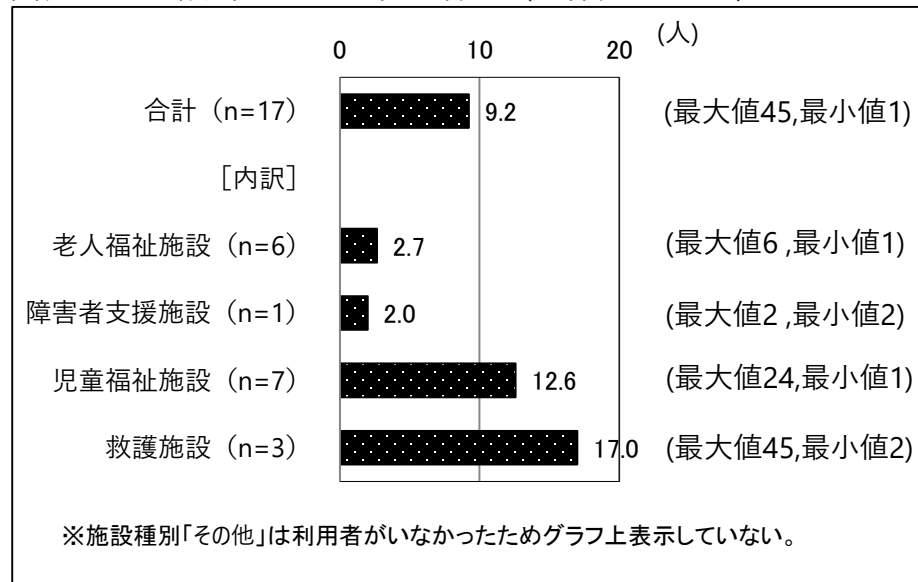
## 4. アンケート調査結果（2/6）

### （2）利用状況

#### 1）延べ利用者数（属性毎に自由回答）

- 2019年度における延べ利用者数は、全体で323人、そのうち同伴児童以外の利用者本人は157人、同伴児童が166人
- 同伴児童以外の利用者本人の性別は、女性が144人（92.4%）、男性が12人（7.6%）
- 1施設当たりの延べ利用者数（同伴児童を除く）（利用者が0人及び人数を回答できないと回答した施設は分母から除く、以下同様）は、平均9.2人、中央値2人、最大45人、最小1人

図表： 1施設当たりの延べ利用者数（同伴児童を除く）



#### 2）入所理由（入所理由毎に自由回答・利用者一人につき入所理由は1つまで回答可）

- 「配偶者からの暴力被害」が最も多く53.5%、次いで「住居問題・居住場所なし」が17.8%、「生活困窮等の経済的な問題」が9.6%
- 入所理由のうち、なんらかの暴力や性的な被害に関する項目は、「配偶者からの暴力被害」、「子ども・親・親族からの暴力被害」、「交際相手等からの暴力被害」、「ストーカー被害」、「性暴力・性虐待被害」、「セクシュアル・ハラスメント被害」がある。これらを合計すると、69.4%

図表：入所理由

|                               | 全体<br>(n=17) | 老人福祉<br>施設(n=6) | 障害者<br>支援施設<br>(n=1) | 児童福祉<br>施設(n=7) | 救護施設<br>(n=3) |
|-------------------------------|--------------|-----------------|----------------------|-----------------|---------------|
| ア. 配偶者からの暴力被害                 | 53.5%        | 37.5%           | 0.0%                 | 75.0%           | 23.5%         |
| イ. 子ども・親・親族からの暴力被害            | 8.9%         | 43.8%           | 0.0%                 | 4.5%            | 5.9%          |
| ウ. 交際相手等からの暴力被害               | 5.1%         | 0.0%            | 0.0%                 | 3.4%            | 9.8%          |
| エ. 暴力以外の家族・親族の問題              | 0.0%         | 0.0%            | 0.0%                 | 0.0%            | 0.0%          |
| オ. ストーカー被害                    | 0.6%         | 0.0%            | 0.0%                 | 1.1%            | 0.0%          |
| カ. 性暴力・性虐待被害<br>(上記に該当する者は除く) | 0.6%         | 0.0%            | 0.0%                 | 1.1%            | 0.0%          |
| キ. セクシュアル・ハラスメント被害            | 0.6%         | 0.0%            | 50.0%                | 0.0%            | 0.0%          |
| ク. その他の人間関係                   | 0.0%         | 0.0%            | 0.0%                 | 0.0%            | 0.0%          |
| ケ. 住居問題・居住場所なし                | 17.8%        | 18.8%           | 0.0%                 | 12.5%           | 27.5%         |
| コ. 生活困窮等の経済的な問題               | 9.6%         | 0.0%            | 50.0%                | 0.0%            | 27.5%         |
| サ. その他                        | 3.2%         | 0.0%            | 0.0%                 | 2.3%            | 5.9%          |
| 合計                            | 100.0%       | 100.0%          | 100.0%               | 100.0%          | 100.0%        |

## 4. アンケート調査結果（3/6）

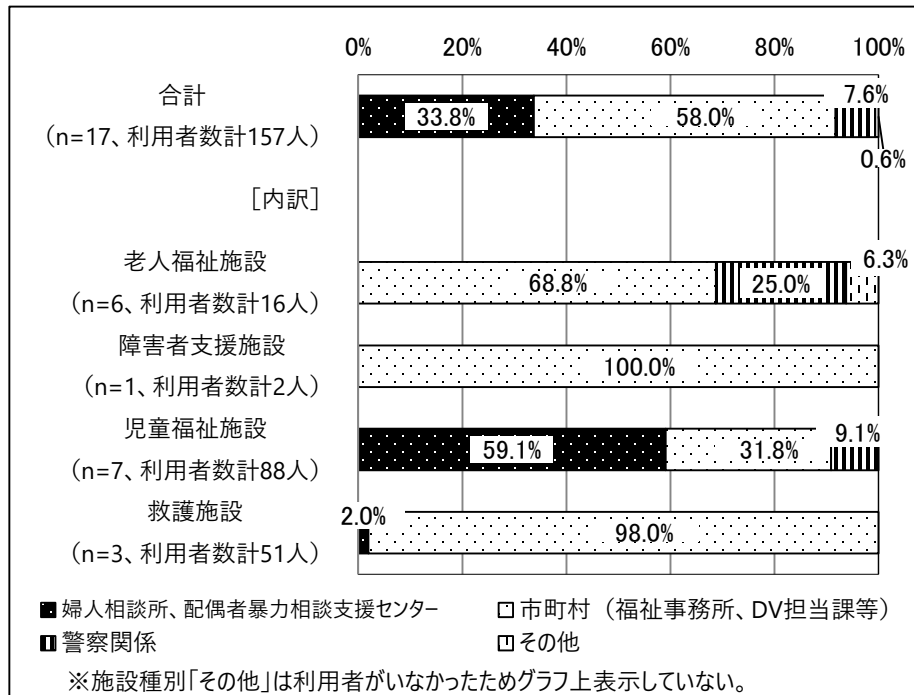
### （2）利用状況

#### 3）依頼元

（最終的に経由した依頼元ごとに自由回答・利用者一人につき依頼元は1つまで回答可）

- 「市町村（福祉事務所、DV担当課等）」が最も多く58.0%、次いで「婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター」が33.8%、「警察関係」が7.6%

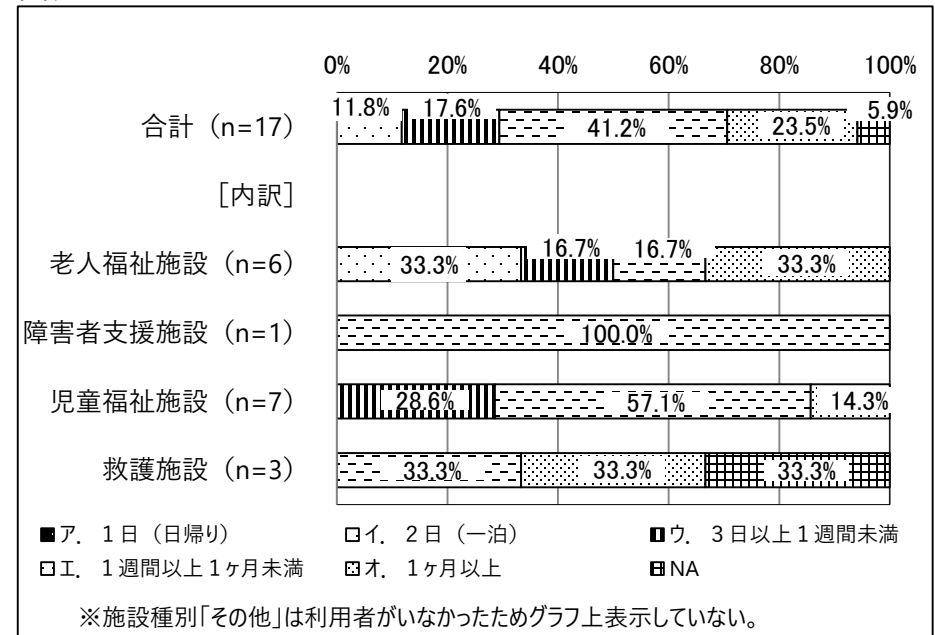
図表：依頼元



#### 4）平均滞在期間（単数回答）

- 「エ. 1週間以上1ヶ月未満」が最も多く41.2%、次いで「オ. 1ヶ月以上」が23.5%、「ウ. 3日以上1週間未満」が17.6%

図表：平均滞在期間



#### 3）新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の傾向の変化（単数回答）

- 「変わらない」が最も多く41.7%、次いで「減少している」、「利用実績がない」が20.8%、「入所を受け入れていない」、「その他」が8.3%

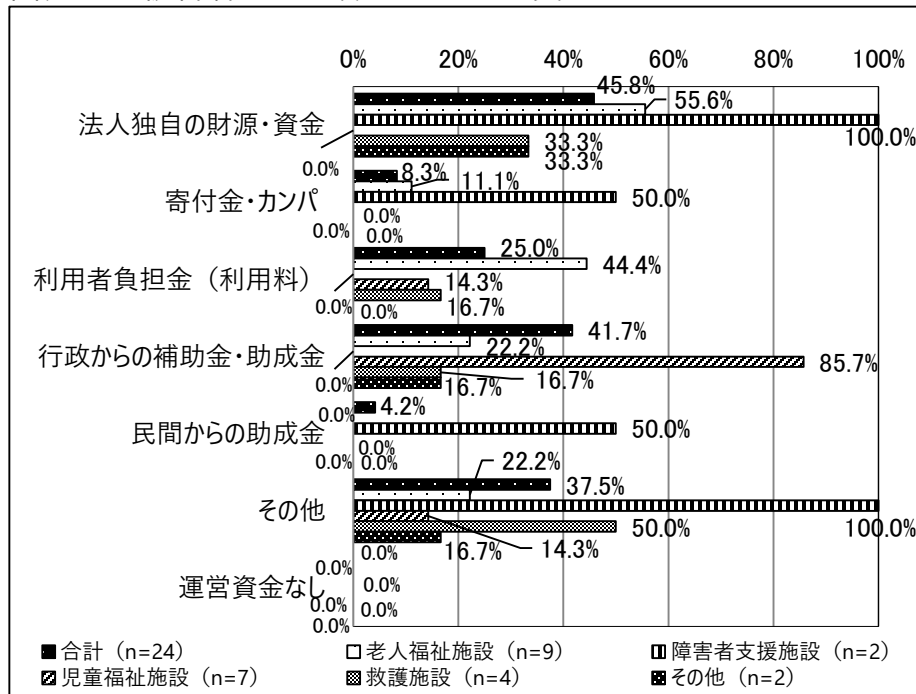
## 4. アンケート調査結果（4 / 6）

### （3）運営資金

#### 1) DV被害者等の支援に関する運営資金の収入源（複数回答）

- 「法人独自の財源・資金」が最も多く45.8%、次いで「行政からの補助金・助成金」が41.7%、「その他」が37.5%
- 「その他」の具体的な内容としては、「赤い羽根福祉基金」、「措置費」、「行政からの委託料」など

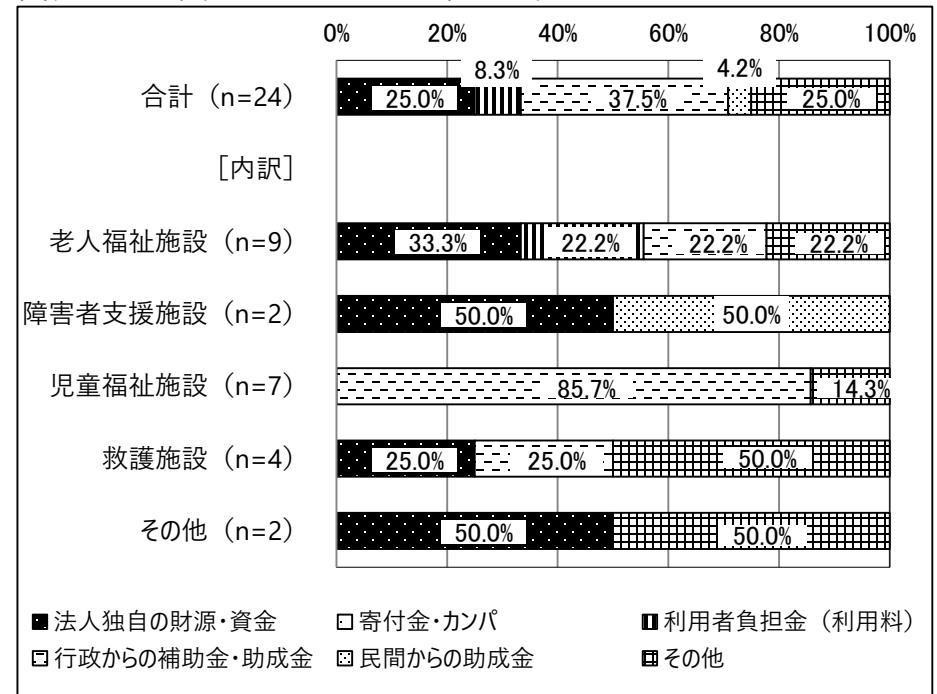
図表：DV被害者等の支援に関する運営資金の収入源



#### 2) DV被害者等の支援に関する運営資金の収入源として最も多いもの（単数回答）

- 「その他」を除き、「行政からの補助金・助成金」が最も多く37.5%、次いで「法人独自の財源・資金」が25.0%、「利用者負担金（利用料）」が8.3%

図表：運営資金の収入源のうち最も金額が大きいもの



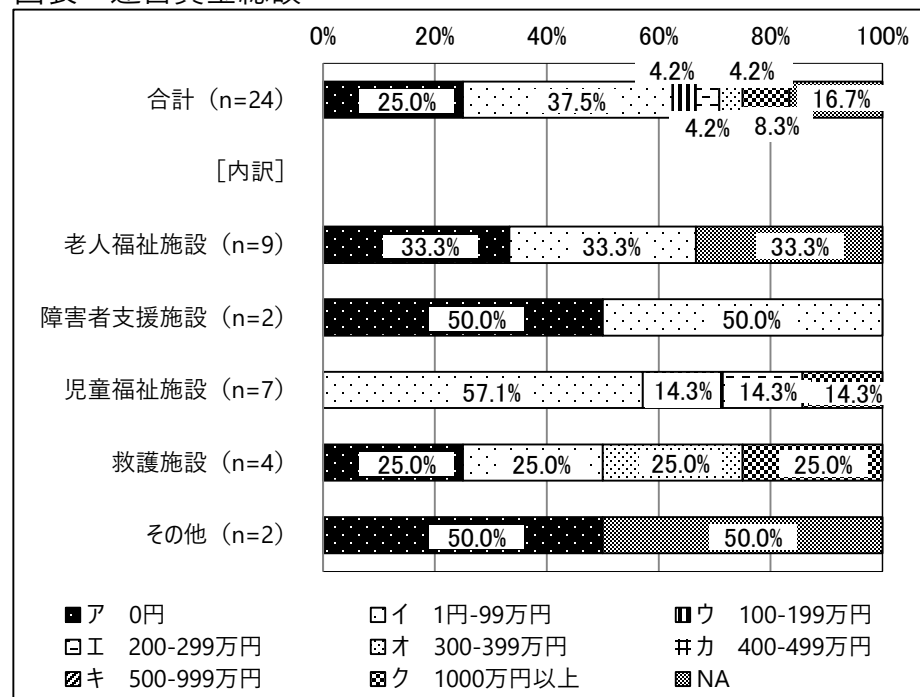
## 4. アンケート調査結果（5/6）

### （3）運営資金

#### 3）DV被害者等への支援に関する運営資金総額（単数回答）

- 「1円-99万円」が最も多く37.5%、次いで「0円」が25.0%、「1000万円以上」が8.3%
- 「1000万円以上」と回答した施設は、施設全体の事業費として回答している可能性がある点には留意が必要

図表：運営資金総額

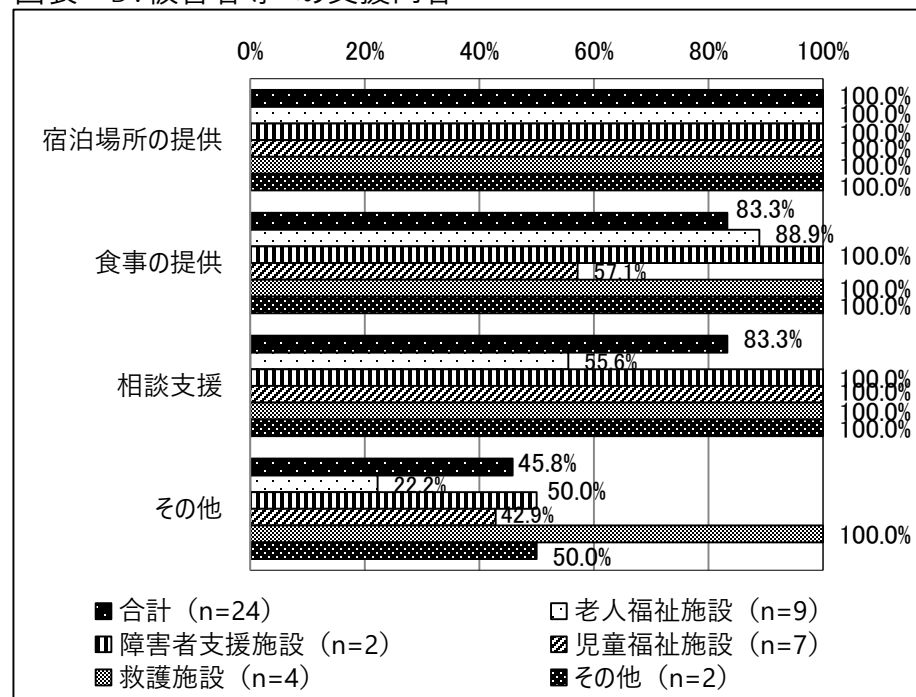


### （4）DV被害者等への支援について

#### 1）DV被害者等への支援内容（複数回答）

- 「宿泊場所の提供」が最も多く100%、次いで「食事の提供」、「相談支援」が83.3%
- 「その他」の具体的な内容としては、「退所後の住居探し」、「買い物代行」、「就労支援」など

図表：DV被害者等への支援内容





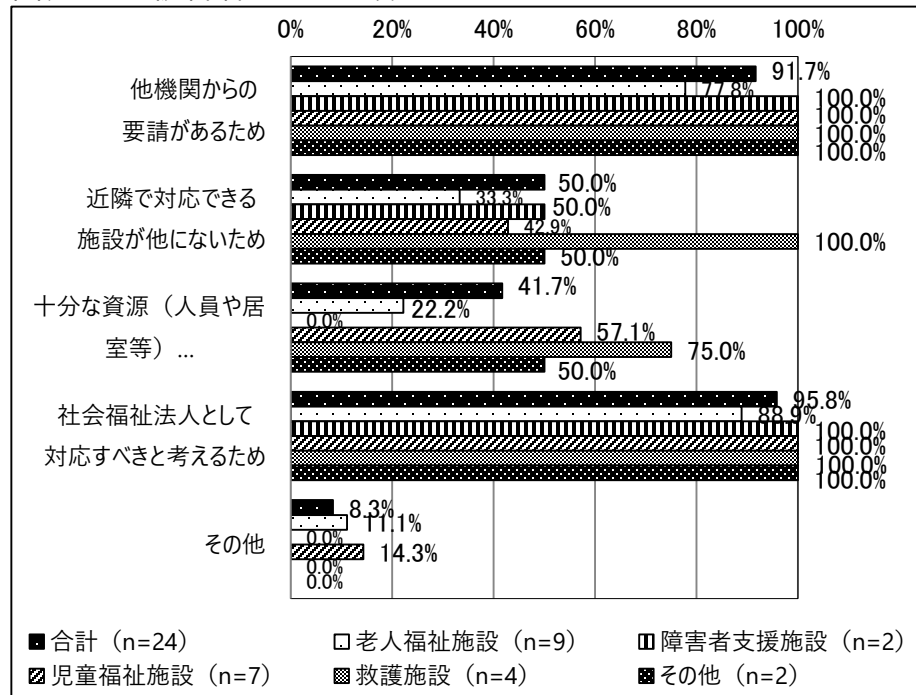
## 4. アンケート調査結果（6/6）

### （4）DV被害者等への支援について

#### 2）DV被害者等への支援を行う背景（複数回答）

- 「社会福祉法人として対応すべきと考えるため」が最も多く95.8%、次いで「他機関からの要請があるため」が91.7%、「近隣で対応できる施設が他にないため」が50.0%

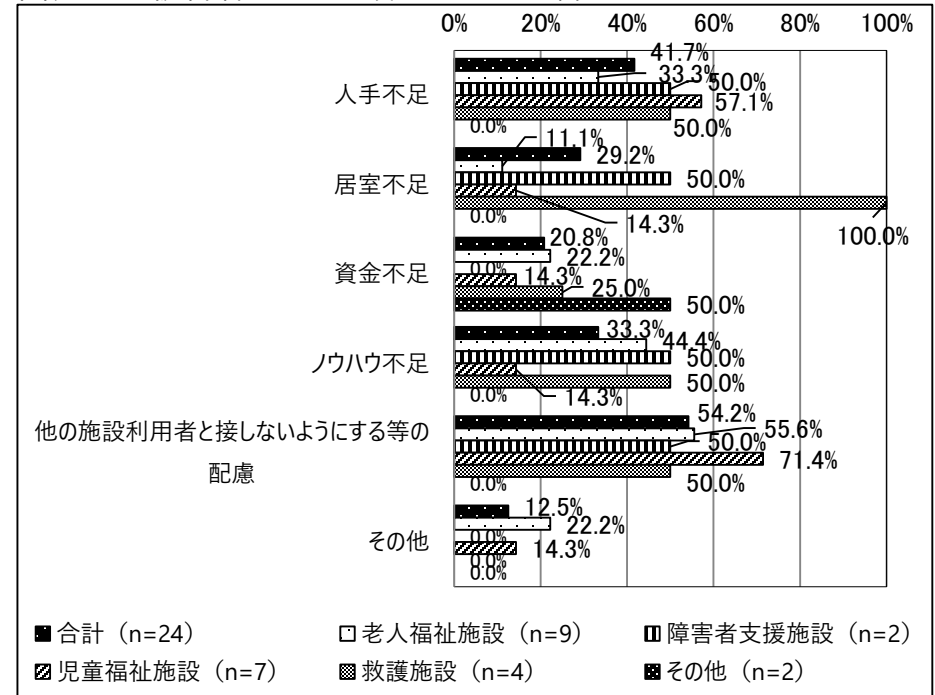
図表：DV被害者等への支援を行う背景



#### 3）DV被害者等への支援を行う上での課題（複数回答）

- 「他の施設利用者と接しないようにする等の配慮」が最も多く54.2%、次いで「人手不足」が41.7%、「ノウハウ不足」が33.3%

図表：DV被害者等への支援を行う上での課題



## 5. ヒアリング調査結果（1/5）

### （1）－1 DV被害者等への支援の現状：「DV被害者等への支援」に係る根拠法（ヒアリング結果より）

#### 1）根拠法なし

- 当該取組は社会福祉法の改正に伴う、地域における公益的な取組の一環として行っている。本体事業のサービス提供を行う体制の余力で対応することが出来ている。
- 関係機関から保護の依頼があって利用者を受け入れており、契約の取り交わし等はない。都道府県社会福祉法人経営者協議会の取組として、社会福祉法人の機能や資源を地域で活かすためのネットワーク事業があり、そこから利用者本人の食事代や衣服を支給してもらっている。

#### 2）売春防止法及び配偶者暴力防止法

- 婦人相談所からの一時保護委託を受けて、DV被害者等を受け入れている。

#### 3）生活保護法

- 救護施設の一時入所事業の枠組みの中で支援を行っており、主訴の一つとしてDV被害が含まれている。

#### 4）老人福祉法

- 当施設の本体事業である養護老人ホームは空室が目立つ業態であり、当施設の空室を社会貢献のために活用できないかということで支援を開始。その後、一時保護の対応実績が増え、滞在中は本入所と同様の計算で行政から措置費をいただけるようになった。
- 養護老人ホームの一入所者という位置づけであり、必要な経費は、措置費と利用者からの負担（年金等）により賄っている。

\*ここでは、本体事業の根拠となる法律ではなく、DV被害者等への支援に係る根拠法のことを言う。例えば、DV被害者等への支援にあたって措置費等の本体事業に基づく収入を得ていない場合は、本体事業の根拠となる法律ではなく、根拠法なしのカテゴリに含めている。

## 5. ヒアリング調査結果（2 / 5）

### （1）－2 DV被害者等への支援の現状：DV被害者等への支援内容

#### ■ 1）宿泊場所、食事の提供、利用者からの日常的な相談対応

➤ ヒアリング対象となった10施設全てで対応（食費を提供し、本人が用意するパターン含む）。

#### ■ 2）同行支援、アドボケート支援

➤ ヒアリング対象となった10施設のうち、5 施設で対応。

（ヒアリング結果より）

- ① 不動産を探しに行く際、地域に不慣れなため、役所職員や当園の職員が同行する場合もある。
- ② 子どもの学校への同行、医療機関への同行の他、次の居宅を探すために代理で不動産屋と交渉したりもする。
- ③ 自治体とうまく連携をとるために、障害などで自分の気持ちをうまく表現できない方については、当園担当者が代弁をして本人の気持ちがうまく伝わるよう支援している。

#### ■ 3）ケースワークの実施、関係者間のハブ機能（退所先の調整含む）

➤ ヒアリング対象となった10施設のうち、1 施設で対応。

（ヒアリング結果より）

- ① 義務教育が必要な同伴児がいればすぐに学校に通えるよう手続きをしたり、背景に精神疾患がある場合には通院等のサポートをしたりと当法人スタッフが現場での支援を行っている為、自治体と一緒にケースワークを行っている。

## 5. ヒアリング調査結果（3/5）

### （1）－3 DV被害者等への支援の現状：連携先及び連携状況

#### ■ 1) 委託（依頼）元との連携

➤ 都道府県・市役所（福祉事務所、婦人相談所等）：10施設中 9 施設が該当

（ヒアリング結果より）

- ① 施設側の担当者は入所者の生活を日々見ているため、本人の自立に向けて、それぞれの世帯の生活の様子を定期的に関係各所に報告している。
- ② 利用者とは基本的には入所時が初対面となるため、入所する前にできるだけアセスメントなど情報を共有してもらうようにしている。

➤ 警察：10施設中 2 施設が該当

（ヒアリング結果より）

- ① 警察からDV被害者の避難場所として依頼が多く来るようになった。現在は昼夜を問わず依頼が来ている。
- ② 依頼の数は少ないが、警察から直接連絡があるときもある。

#### ■ 2) 委託（依頼）元以外との連携

➤ （ヒアリング結果より）

- ① 利用者が高齢であったり、当該施設の近隣の土地勘がなかったりする場合は、家探しをサポートしてくれるNPO法人と連携し、そこが支援を行っている。
- ② 本体事業である救護施設事業の利用者が自立する際に不動産会社と相談して進めてきた経緯があり、地域の不動産会社とよく連携し、不動産会社が安くてよい部屋を探してくれる。また、普段から連携している近隣の会社はこの独自の支援事業のことを理解してくれている。不動産会社から衣服を提供してもらえことや、リサイクル業者から使えるものを譲ってもらうこともある。また、フードバンクを利用することもある。

## 5. ヒアリング調査結果（4 / 5）

### （１）－４ DV被害者等への支援の現状：DV被害者等への支援を行う際の工夫

- 各施設が本体事業で培ったノウハウやネットワークを生かし、手作りの支援を行っていることが把握された。

（ヒアリング結果より）

- ① 行政機関が行うケースワークに期せずして介入してしまわないためにも、あえて不必要な介入を避けている。
- ② 携帯電話は、GPS等での追跡・発見を防ぐため、警察の時点で電源を切った上で、持ってきてもらうようにしている。
- ③ 当施設はDV被害者支援の専門施設ではないため、万が一の場合に備え、加害者から連絡が来ることを想定したマニュアルを作成している。また、医療機関では他の利用者から目撃されないように、別室で対応するようにしている。また、本人の名前を呼ぶときには、大きな声で呼ばれないよう配慮している。なお、DV被害を受けているということは受診する上で必要な情報のため、医療機関には伝えている。
- ④ 緊急一時保護は危険な状態であることを踏まえて受け入れをしている関係上、自由に外出できるわけではなく、外出時は行先、戻る時間の目安を確認している。
- ⑤ 居住地はどこでも良いという利用者であれば、当法人の近くの居宅を勧めている。そうすることで、当法人が行っている子ども食堂を利用してもらうこともでき、退所後も何かあったら相談してもらえるような体制を取っている。
- ⑥ 人材育成や職員のモチベーション向上のために声掛けを意識している。また、現場もDV被害者等の受入に慣れてきており、拒否感を示さず、職員が率先して対応してくれるようになった。

## 5. ヒアリング調査結果（5/5）

### （2）DV被害者等への支援を行う上で対応が困難と感ずること（ヒアリング結果より）

#### 受入に関して

- 既往歴や感染症など、特別な配慮を必要とするかが入所時にわからないことが不安である。また、薬の服薬方法などについても、本人や、可能であればご家族に確認するようにしているが、事前の情報量が少なく困る場合がある。
- 老人福祉施設であるため、比較的若い方が多いDV被害者が話の合う相手が少ない。日中同世代の方と話ができる通いの場があるとよいと思う。
- 建物の構造上、DV被害者等が利用する部屋に行く場合はレクリエーションなどを行うホールを通る必要がある。一時入所者との面談のために警察職員が通る際は、他の入所者で認知症の方が精神的に不安定になる場合がある。

#### DV被害者等への支援内容に関して

- 緊急一時保護専属スタッフがおらず、本体事業と兼務で対応することになるため、きめ細かな対応を行うことが難しい。急を要する場合は可能な限り対応するよう心掛けているが、どうしても本体事業の運営を優先する必要があることから、即時に対応できない場合がある。
- 当法人の中でも限られた職員が対応しているため、次の家探しや生活保護の申請は基本的に利用者自身で行っていただくが、利用者本人での対応が難しい場合がある。
- 保証人がいない場合はアパートなどを借りることが出来ないケースが多い。住む場所が確保できれば施設に長く滞在する必要はないが、地域で自立しようにも難しい場合がある。何件も地域の不動産会社に行ってアパートを探すのは大変な労力がかかる。また、アパートを借りる際に保証人がいない場合に、携帯電話の所持が必須といわれるが、携帯電話の費用を負担できない人もいる。
- DV被害者支援は個別性が高く、同じケースがないためノウハウの蓄積が難しい。

## 6. 総合考察（1/2）

### （1）各種調査結果より明らかになったDV被害者等への支援を行う社会福祉法人の特徴等

#### DV被害者等への 支援提供体制

- 各社会福祉法人の**本来業務に従事する常勤職員が中心となりDV被害者等への支援を行っていることが考えられる**（ヒアリング調査の結果では、専従職員を配置している施設は極めて少なかった）。
- アンケート調査の結果では、支援を行う上での課題として半数近くが「人手不足（41.7%）」を挙げており、**DV被害者等への支援を担当する職員の不足が大きな課題になっていることが考えられる。**

#### DV被害者等への 支援提供実績

- 2019年度にDV被害者等への支援を実施した社会福祉法人の平均的な受け入れ人数は1施設当たり平均9.2人（同伴児童を除く）であった。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で在宅勤務をする人が増えるなど、DV被害にあう機会が多くなることが懸念される一方で、**利用者数については減少傾向が見られた。**感染のリスクを踏まえて避難を控えたり、受け入れ側となる施設が受け入れを制限せざるをえなくなるなど、**必要な人に支援が行き届いていない可能性があることが考えられる。**

#### 運営資金

- 行政からの補助金・助成金を基にDV被害者等の支援を行う社会福祉法人が最も多い一方で、支援を社会福祉法人が担う役割と捉え、**法人独自の財源・資金を活用しながら取組を進めている施設があることも把握された。**
- ヒアリング調査において、「法人独自の財源・資金」で支援を行う施設から、**新型コロナウイルス感染症の影響で本体事業の収入が減っているため、独自の支援事業を活動的に行いにくくなる**という声も挙がっている。

#### DV被害者等の 受入れの依頼元

- アンケート調査では、DV被害者等の受入の依頼元は**ほぼ全てが公的機関からの依頼であることが把握された。**ただし、同じ公的機関でも、例えば市町村から依頼がある場合と婦人相談所から依頼がある場合とでは、受け入れにあたっての取り決め、支援内容に至るまで、様々な違いがある。ヒアリング調査の結果から、**1つの施設で複数の依頼元がある場合には、同じ施設内でも依頼元によって支援の対応が異なる場合があることが把握された。**



## 6. 総合考察（2/2）

### （2）調査を通して得られた気づきや学び

社会福祉法人が  
DV被害者等の支援  
を行うことの意義

調査を通して、社会福祉法人が行うDV被害者等への支援は、社会福祉法人が果たすべき公益的な取組であると捉えられて行われていることが把握された。ただし、受入にあたり、一時保護する居室の準備、DV被害者等への個別対応などの負担が伴う。それぞれの施設の置かれている環境や状況、本来業務との関係、施設の余力等に応じて柔軟に支援の幅を変えることができることも大切な事項と考えられる。

緊急一時保護の  
様々な位置づけ

売春防止法及び配偶者暴力防止法、生活保護法、老人福祉法など様々な制度的枠組みに基づきDV被害者等への支援が行われている一方で、制度的枠組みによらずに法人独自の事業としてDV被害者等への支援が行われている場合もある。独自事業として支援を行う場合は、支援の柔軟性や自由度が高い一方で、十分な運営資金が確保されていない中で使命感に支えられて支援を行っている場合がある。

DV被害者等への  
支援内容の区別

社会福祉法人がDV被害者を受入れる際、本体事業の利用者を通じて、DV被害者が加害者と意図せず繋がってしまう可能性などを考慮し、緊急一時保護の対象者と本入所者の生活を分けている施設もあった。

DV被害者等への  
支援を行う上での  
困難

多様な種別の社会福祉法人が本体事業の強みを生かしてDV被害者等への支援を行っているが、様々な背景を持つDV被害者等への支援においては、一人ひとりの状況に合わせた配慮が必要である。そのため、課題として「ノウハウの蓄積」を挙げる施設は多く、各施設が本体事業で培ったノウハウやネットワークを生かしながら手作りの支援を行っていることが把握された。

他機関や他施設との  
連携

DV被害者等への支援を行う社会福祉法人の多くは、DV被害者等に対して、施設（部屋）を持つという社会福祉法人の強みを生かし、宿泊場所、食事の提供、利用者からの相談対応等を主に行っている。今後、行政機関や地域内の民間シェルター、他の社会福祉法人（施設）等がさらなる連携体制を構築していくことが、地域におけるDV被害者等への充実した支援の実現につながると推察される。



## 7. おわりに

- 本調査において、社会福祉法人におけるDV被害者等への一時的な避難場所の提供等の支援について事例調査を行い、支援内容やその特徴及び課題等の整理を行った。
- その中でまず把握されたことは、施設の本来業務とは別にDV被害者等への支援にあたる施設が複数あり、その施設の種類の老人福祉施設や児童福祉施設、障害者支援施設、救護施設等、多岐に渡るということである。しかも、それらの施設は公的機関での対応が困難な場合や民間シェルターがない場合等で支援の受け皿として機能しており、地域においてとても重要な役割を担っていた。例えば、女性に限らず男性である被害者や性的少数者である被害者の受け入れも可能な施設が多いのは、本来業務において性別に限らず受け入れている施設であるからこそである。
- 地域における重要な支援の受け皿となることは、それぞれの施設がこれまで培ってきたノウハウや信頼感、ネットワークによるところも大きいと思われるが、いずれの種類の施設であっても暴力に関する問題は本来業務の中でも対峙する問題であり、これまでもその対応が求められてきたことも影響していると考えられる。このことから、あらためてDVという問題の多様さが浮き彫りになったと言えよう。
- 社会福祉法人がDV被害者等への支援にあたる場合、婦人相談所から委託される一時保護（売春防止法及び配偶者暴力防止法）以外にも、救護施設などは生活保護法に基づく一時入所事業、高齢者福祉施設であれば老人福祉法に基づく措置入所というように本体事業と関連した様々な制度的枠組みの中で対応する場合がある一方、制度的な枠組みによらず、法人独自の事業として十分な運営資金が確保されていない中であっても使命感に支えられて支援を行っている場合もあった。施設により置かれている環境や状況はさまざまであるため、その施設に合った方法で支援が実施できることが重要であろうし、使命感に支えられて行う支援については社会福祉法人に係る制度上でもしっかりと認めていくことも重要であると言えるだろう。
- 調査では、社会福祉法人がDV被害者等への支援を行う中で、「DV被害者等への支援に特有なノウハウ」、「人手不足」といった点に課題を感じることが示された。これは、一時保護をするための施設や担当する職員が本体事業と兼ねている場合が多いことが関係していると考えられる。今後のさらなるDV被害者等への支援の充実に向け、DV被害者等への支援に関するノウハウの蓄積や共有をしたり、社会福祉法人と地域内の行政機関や民間シェルターが双方の強みを生かしながら役割分担して連携体制を構築したりしていくことが重要であると考えられる。